

# 平成30年度の調査結果に 基づく取組みについて

# 平成30年度薬局における患者の意識調査

## 1. 患者調査、薬剤師調査

- ①. 「ジェネリック医薬品を使いたくない」と回答した患者  
特に高齢者に多く、今までジェネリック医薬品を使用した経験がない患者の比率が高かった  
⇒一度はジェネリック医薬品を試すよう声掛けをし、変更後のフォローを確実にこなせる仕組みが必要
- ②. 拒否理由の年代別特徴  
若年層：添加剤の違い・自己負担の少なさ（乳幼児医療等）  
高齢層：症状が安定している中でジェネリック医薬品に切り替えたくないという意向  
⇒年代別に応じた薬局薬剤師からの情報提供が望まれる
- ③. 薬剤師による説明実施後にジェネリック医薬品の使用に同意する意向が肯定的に変化した（下記2. 参照）が、「使いたい」との回答割合が10%未満であった地域では、さらなる説明の強化が望まれる  
⇒【参考】「使いたい」の回答割合が、薬剤師の説明後も10%未満であった地域  
大阪市（都島区、西区、大正区、西淀川区、東淀川区、阿倍野区、平野区）、茨木市、箕面市、守口市、四條畷市、大阪狭山市、高石市

## 2. 資料を用いた薬剤師の説明が患者の考えに与える影響

説明前後の回答分布の差を検証したところ、説明後に使用意向の回答分布が肯定側にシフトしていた（下表参照）

表：薬剤師による説明前後における、ジェネリック医薬品の使用についての考えの変化

		説明前		説明後	
		n	%	n	%
ジェネリック 医薬品の使用	使いたい	296	18.3	355	22.0
	どちらかといえば使いたい	205	12.7	277	17.1
	どちらでもない	410	25.4	365	22.6
	どちらかといえば使いたくない	360	22.3	346	21.4
	使いたくない	346	21.4	274	16.9
計		1,617	100.0	1,617	100.0



大阪府体験型小規模イベント（ミニ講座、体験学習）「個人の予防・健康づくりとジェネリック医薬品」  
～しっかり予防。いざという時は、“飲みやすい”という選択～

（概要）

- 保険者協議会（協会けんぽ、国保等）と大阪府（大阪府後発医薬品安心使用促進のための協議会）とタイアップ。
- 11月に八尾市においてモデル的に体験型イベントを実施

<体験型企画 展開イメージ> ※同フロア内に各コーナーを設置し、参加者が自由に訪問できる形式等。

『薬に触れる』コーナー



（仮）『フレイル講座』コーナー



『ジェネリック医薬品簡単講座』コーナー



《参考》

聴く



<実施風景>

大阪府 豊中市講演会  
(2019年2月19日)

香る



💡 小規模・参加型（感覚に訴える訴求）

触る



（テーマ）  
ジェネリック医薬品ってどんな薬？  
（会場）  
市立生活情報センターくらしかん  
（事務局）  
とよなか消費者協会  
（対象）  
一般市民（特に高齢者の方）  
（当日の参加者）  
計15名

見る



大阪府 令和元年度 第一回 体験型小規模イベント（ミニ講座、体験学習）～開催趣意書(案)～

「個人の疾病予防・健康づくりとジェネリック医薬品」  
～しっかり予防。いざという時は、“飲みやすい”という選択～

1. 開催の趣旨

(背景・経緯)

ジェネリック医薬品に関しては、2002年以降、政府による多様な使用促進策が展開されてきたところです（例えば、診療報酬・調剤報酬などの医療保険上の措置、国立医薬品食品衛生研究所の検討会による品質面での信頼性向上の取り組みなど）。さらに、都道府県や保険者、またジェネリック医薬品業界においても各種の取り組みが行われてまいりました。

その結果、直近のジェネリック医薬品使用割合は72.6%（平成30年9月厚生労働省）まで伸長しました。一方で、2017年6月9日には、「2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品数量シェア目標を80%」とすることが閣議決定されました（「経済財政運営と改革の基本方針2017」）。そして2019年3月18日に「保険者別のジェネリック医薬品の使用割合」が公開され、なお一層のジェネリック医薬品の使用促進が求められているところであります。

(大阪府での取り組みの充実)

国の薬剤料については、大阪府と東京都の二地域だけで全国の約20%を占めます。このことから、東京に次いで大阪府での取り組みは全国への波及効果が大きいものがあります。

また、大阪府の医療費3兆2,193億円のうち、高齢者医療費（75歳以上後期高齢者医療費）は約1兆円と、3分の1程度を占めています（2015年度）。

且つ、全体の患者数に占める75歳以上の高齢者の割合も増加してきており、高齢者医療費は今後の高齢化の進展によりさらに増加することが見込まれます。

しかしながら、人口が多い一方で、全国的に見てもジェネリック医薬品の使用率が未だに低調である後期高齢者の使用が進むことは、大阪府のみならず、全国的にみても医療費適正化の上で大きなインパクトあると予想されます。

上記を踏まえ、あと1年あまりの間にジェネリック医薬品の数量シェア80%を達成させるには、これまでの取り組みに加え、対象とする地域、層に向けたきめ細かい対応が必要と考えられます。

さらに、国の政策方針である「健康予防の取り組み」と合せた啓発が、使用促進の上でも、高齢者の皆様のQOL向上の観点からも有益であると考えます。

そこで、主要な保険者団体の皆様と協力し、高齢者の皆様を中心に、「健康と予防への取組講座」を中心に、体験型学習なども交えた「医薬品の適正使用（ジェネリック医薬品の製剤工夫等）」を併せてご理解いただくイベントを開催させていただきます。

2. 共催等（申請中を含む）

共催：厚生労働省、大阪府（大阪府後発医薬品安心使用促進のための協議会）、大阪府保険者協議会、日本ジェネリック製薬協会

後援：日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会  
健康保険組合連合会、全国健康保険協会、国民健康保険中央会、大阪府後期高齢者広域医療連合（今後、多くの団体の皆様に検討を打診予定）

経費負担：本件開催に係る経費は日本ジェネリック製薬協会が負担いたします。

医政経発0327第1号  
保保発0327第1号  
保国発0327第1号  
保高発0327第1号  
保連発0327第1号  
平成30年3月27日

都道府県 薬務主管部（局）長 殿  
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長  
保険局保険課長  
保険局国民健康保険課長  
保険局高齢者医療課長  
保険局医療介護連携政策課長  
（公印省略）

保険者協議会と後発医薬品協議会の連携等による  
後発医薬品の使用促進について

平素より厚生労働行政にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

後発医薬品の使用促進に向けては、これまでも各都道府県に、薬務行政の観点から、後発医薬品の使用促進のための協議会等（以下「後発医薬品協議会」という。）を活用した関連施策の推進をお願いするとともに、医療保険行政の観点から、来年度（2018年度）から開始する第3期医療費適正化計画に後発医薬品の使用促進に関する取組目標を盛り込んだ取組の実施や、保険者協議会における医療関係者等との連携・協力の推進についてお願いをしてきたところです。

これに関し、経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）において、2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とするとされたところであり、この達成に向けては、第3期医療費適正化計画も踏まえ、各都道府県の関係部門が連携しつつ、より一層、取組を推進していくことが重要となっております。

また、行政や医療関係者等の協力を得ながら、保険者横断的に取組を進めていく必要があることから、保険者協議会等を通じて、後発医薬品の使用を促進していくことが効果的だと考えられます。この点、経済・財政再生計画改革工程表2017改定版（平成29年12月21日経済財政諮問会議）においても、今後、「保

険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す」と示されたところです。

このため、今般、各都道府県における関係部門の連携の下での取組・連携の具体的な方法等について下記のとおりまとめましたので、今後の対応に当たってご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1. 都道府県における薬務部門、民生部門、国保部門の連携例

- 後発医薬品の使用促進に向けては、これまで各都道府県の薬務部門において住民や医療関係者に対する広報活動の企画・実施等のご対応をいただく一方、民生部局においては、医療費適正化計画の策定・取組の推進等のご対応をいただいている。
- これらの各関係部署における検討・対応をより効果的・効率的に進めるため、都道府県内でこれらの部署が連携の下で対応を進めていただくことが重要となる。
- 具体的な連携の方法として、例えば、次のような取組が考えられる。
  - ① 課題への対応方針を共有・調整するための会議・打合せを関係部署において定期的を開催すること
  - ② 対応方針の決定に当たっては、関係部署の調整により内容の整合性を図ること
  - ③ 対策の実施に向けた管内の関係者（医療関係者、保険者関係者等）に対する要請等を、連名・共同により対応すること
  - ④ 以下の2. に示すように、都道府県における保険者協議会と後発医薬品協議会の連携を図ること
  - ⑤ 国保保険者として、市町村の協力を得ながら、後発医薬品の使用促進を図ること

### 2. 都道府県の保険者協議会と後発医薬品協議会の連携例

- 後発医薬品の使用促進に向けて、各都道府県における保険者協議会と後発医薬品協議会の双方において、関係者で課題を共有するとともに、対応を検討し、関係者に取組を要請する等の対応を行う。
- また、後発医薬品協議会の取組について、保険者協議会において周知等

を行う、保険者協議会の保有するデータを用いて後発医薬品協議会が取組を行うなど、両協議会が連携することで、効果的・効率的に取組を進めることも考えられる。(保険者協議会の開催に当たり、その会議の一部を、後発医薬品協議会との合同会議とすることも考えられる。)

- 保険者協議会や後発医薬品協議会における具体的な対応については、例えば次のような取組を行うことが効果的と考えられる。
  - ・ 後発医薬品の使用に積極的な医療機関・薬局の取組事例や使用医薬品選定の考え方の紹介（医療機関間等での好事例の共有）
  - ・ 都道府県で作成する地域の中核的な役割を果たす医療機関で採用されている後発医薬品をまとめた汎用後発医薬品リストの周知
  - ・ 関係団体、後発医薬品メーカー等による後発医薬品の品質や薬事規制に関する勉強会の開催
  - ・ ジェネリック医薬品品質情報検討会等の後発医薬品の品質信頼性向上のための取組の周知
  - ・ 後発医薬品の品質や安定供給等について理解を深めるための後発医薬品メーカーの製造工場や卸売販売業者の倉庫等の視察
  - ・ 国から提供する NDB データや都道府県内の保険者が有するレセプト情報を活用した現状把握や対応方針の検討
  - ・ 後発医薬品の使用が進んでいない医療機関・薬局への働きかけ
  - ・ 保険者における取組事例や差額通知対象者選定の考え方の紹介（保険者間での好事例の共有）
  - ・ 保険者からの差額通知送付時期を医療機関や薬局に伝えることによる患者に対する一体的な働きかけ
  - ・ 関係者協働での住民や医療関係者への広報活動の企画・実施

以 上